

憲法OBA MJ 連載の現在いま

《 憲法問題特別委員会だより 》

第79回

憲法9条改正論の現状と今後の課題

憲法問題特別委員会 委員長 西 晃

1. 憲法改正(特に9条改正)を巡る現状について

森友文書改竄疑惑問題で政治が揺れる中、かねてより憲法改正問題を提起してきた政権与党自民党の党大会が開催され(3月25日)、昨年以來党内で検討されてきた改憲4項目に関し、基本的方向性が示されました。

改憲項目として報告された概要は以下の4項目です。

(1) 憲法9条改正関連

現行憲法9条をそのまま存続させ、新たに9条の2として、我が国防衛のための自衛隊を設置する条項を付け加える。

(2) 緊急事態条項関連

内閣の職務を定めた第73条の次に73条の2として、大震災その他の災害時の対処を規定する。それとともに緊急時の国会議員の任期特例に関する定めを64条の2に新設する。

(3) 選挙制度・地方自治関連

両議院議員選出のあり方と参院合区解消に関連する47条の改正と、地方公共団体のあり方に関する92条を改正する。

(4) 教育の充実関連

現行憲法26条を維持しながら、教育環境整備に関する努力義務を26条の2で新設し、さらに公金等の財産支出に関する89条をも一部修正する。

これらの改正項目が個別の条文案として党大会で

提示され、それが承認されたものではありませんが、政権与党として、改憲に向けた大きな一歩が踏み出されたとは言えると思います。その中でも特に(1)の憲法9条に関連する改正は、安倍首相自身が何度も国会内外で、その実現への意欲を口にしており、今年夏から秋にかけて、国会内で発議を目指して討議されることになるという点で、改憲項目の中でも中心的な位置づけになると思われます。

マスコミ報道等でも既に明らかになっていますが、自民党内部の改憲推進本部内で、現在最も有力視されている改憲条文案を以下にご紹介しておきます。

(9条の2)

第1項 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を設置する。

第2項 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

今後、上記の案を軸に、与党内協議を経て、国会(憲法審査会)での協議を踏まえ、衆参両議院での総議員の3分の2以上の多数で議決された場合には、憲法改正国民投票へと進むことになるわけです(憲法96条、憲法改正国民投票法、国会法)。

昨今の政治情勢には流動的な要素もあり、年内

(2018年内)での国会発議に至るか否かは不透明ですが、日本国憲法制定後72年目の今年、大きな節目の年になることは間違いないと思います。

2. 何が変わり、何が変わらないのか

現行の憲法9条を残したまま、新たに上記のような自衛隊設置に関する条項を追加的に憲法に書き加えた場合、既存の憲法9条の解釈にどう影響するのか？

周知の通り、現時点までの改憲を推進して来た与党側の説明では、仮に上記のような憲法9条の2改正案(加憲案)が国民投票で賛成多数で承認された場合、「自衛隊の行動に関する法的規制には何らの変化もない」とされています。これは一体どういうことなのでしょう。

改めて言うまでもなく、憲法は国の統治のあり方の基本を定める最高法規になります。投票の結果如何にかかわらず憲法解釈に何らの変化もない、一切何も変わらないというのでは、それでは一体何のために憲法改正国民投票を行うのか。根本的な疑問も生じてきます。

現在日本国憲法9条のもとで、自衛隊法等関連法規に基づき、自衛隊は厳然として存在し、政府解釈のもとで、各地でのPKO、防衛のための諸活動、災害時の救助活動等様々な活動を実際に行っていますが、それは憲法9条の法規範のもとでの活動です。同じ「自衛隊」という名称であっても、それが憲法自身の中に、「我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置」ということで書き込まれる場合、従前とは別の解釈がなされ、これまでの「自衛隊」の任務・権限を越えたものが、そこに盛り込まれる可能性はないのか。現在私達の国では、安保法制の名のもとで、一部限定的集団的自衛権行使というところまで、自衛隊の任務・権限を設定していますが、その縛りすら解き放たれて、「フ

ルスベックの自衛権行使」容認へ道を拓くことになるのではないのか。

あるいは、自国防衛のための組織を憲法上保有するということが、それ自体が、これまで憲法上それを回避して来た段階に比して、法解釈のあり方そのものに影響を与える可能性はないのか。基地関連訴訟を巡るいわゆる軍事的公共性論ばかり、現時点でもその導入は憲法違反(憲法13条、18条違反)であると公的に解釈されている、「徴兵制」は、将来にわたっても同じ憲法解釈が維持されるのか否かという問題もまたしかりです。

以上提起した問題点は、もちろん私個人の疑問だけに留まらず、この間、憲法連続市民講座でお招きしてお話を伺ってきた複数の憲法学者、あるいは元内閣法制局長官の見方でも、少なからぬ変化が予想されるとのことです。

もちろん、憲法の中に「自衛隊」という名称が書き加えられるそのこと自体で、全てが一気に変化するものではないでしょう。しかしながら、改憲により、国のかたちが変わり得る、そのことだけは決して忘れてはならないことだと言えます。

3. 主権者として主体的に 選択するため…私達のなすべきこと

国の最高法規たる憲法制定過程に繋がる国民投票。その選択はまさに政治的価値判断それ自体である故に、弁護士会は中立を維持するべきだと思います。しかし、主権者国民が主体的に責任をもって選択できるように、そして選択した結果に対し責任を負えるよう、必要な情報提供とそのための問題提起を積極的に行うこと。この点は、私達野法曹に課せられた極めて重要な任務だと思います。憲法問題特別委員会は今年度も、引き続き改憲問題を追っていきます。